

○九州地方整備局告示第93号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年6月4日

九州地方整備局長 鈴木 克宗

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 一般国道264号改築工事（豆津バイパス・福岡県久留米市大石町字東油田地内から同市白山町字三本木地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県久留米市大石町字水洗、字東油田及び字北崎、梅満町字田角町、字末定、字以尻及び字三本木並びに白山町字南崎及び字三本木地内

2 使用の部分 福岡県久留米市大石町字水洗、梅満町字以尻及び字三本木並びに白山町字三本木地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県久留米市大石町字豆津地内から同市白山町字鳥飼地内までの延長1,450mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道264号改築工事（豆津バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道264号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が福岡県内に存することから、道路法

第13条第1項の規定により、福岡県が管理を行うこととなる。

よって、福岡県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、佐賀県佐賀市を起点とし、福岡県久留米市に至る延長約26kmの幹線道路である。本路線は、ゴム産業が盛んな久留米市街中心部を通過し、周辺には九州横断自動車道佐賀大和インターチェンジや九州縦貫自動車道久留米インターチェンジといった物流拠点となる施設も存し、地域経済活動や日常生活を支える重要な路線である。

本路線のうち、久留米市街中心部に当たる福岡県久留米市大石町字豆津地内から同市本町地内までの延長1,997mの区間（以下「当該区間」という。）はその沿道に店舗や飲食店等が連たんし、周辺には公共施設、医療施設、JR久留米駅、大規模工場が立地しているが、現道は一部区間を除き2車線道路であることから、慢性的な交通渋滞が生じており、円滑な交通が確保されていない。

平成17年度道路交通センサスによると、当該区間の自動車交通量は、久留米市大石町地点で15,617台/12時間、混雑度1.44となっている。

さらに、歩道が未整備の区間や車道幅員が5.4mと狭小な箇所があるうえ、曲線半径が30m、40m及び90mと小さく見通しの悪い屈曲部もあり、円滑かつ安全な交通が阻害されている。

なお、本路線は平成8年7月に福岡県が策定した「緊急輸送道路ネットワーク」において緊急輸送を確保するために必要なネットワークの一部として位置付けられている。本件事業の完成は、交通渋滞の緩和に寄与するとともに、良好な線形を有した道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で検討を行った結果、騒音、振動及び大気質について、環境基準等を満たすものと予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間は鳥類のチュウサギ及び淡水魚類のヤリタナゴが生育している可能性はあるが、チュウサギは農耕地を好んで生息する傾向があり、本件区間は市街地に位置しており繁殖地となる環境が存在しない。

ヤリタナゴは平野部の細流や灌漑水路等やや流れのあるところに生息するが、本件区間を横断する河川は生活排水も流入しているため、生育の可能性は低い。

なお、施工中に確認された場合は、改変区域外の環境が類似している場所に移動させるなどの措置を講じることとしており、生育環境に対する影響は軽微であ

ると認められる。

また、本件区間は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき国指定天然記念物に指定された久留米市のカササギ生息地に隣接し、周知の埋蔵文化財包蔵地も存在する。これらについては、福岡県教育委員会及び久留米市文化観光部との協議により、カササギについては営巣が確認されていないことから、影響は軽微であると認められる。周知の埋蔵文化財包蔵地については、記録保存等の適切な措置を講ずることとしており、その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### （3）事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通渋滞緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は昭和52年10月13日に都市計画変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### （1）事業を早期に施行する必要性

現道は、3（1）で述べたように、慢性的な交通渋滞が生じ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、地元市長等からなる久留米地方拠点都市地域整備推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

### （2）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県久留米市役所